⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑷　平成21年度以降に、元請として完成・引渡が完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)

①　共同企業体の代表者　特別高圧受変電設備(22,000V以上)及び防災設備（自火報、非常放送）の新設又は更新工事実績を有すること。(但し、構成部品の取替等の軽微な工事を除く。)

②　共同企業体の代表者以外の構成員　特別高圧受変電設備及び防災設備（自火報、非常放送）の新設又は更新工事実績を有すること。(但し、構成部品の取替等の軽微な工事を除く。)

⑸　共同企業体の構成員については、建設業法（昭和24年法律第100号）上の電気工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体の構成員数は２社又は３社とする。

⑺　共同企業体の結成方法は自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

⑽　次に掲げる基準を満たす監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。

①　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次の者をいう。

・これと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者

②　平成21年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。

④　共同企業体の代表者以外の構成員については、上記５⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置出来ること。

⑾　工事全般の施工計画が適切であること。

⑿　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、国立大学法人徳島大学建設工事等競争契約参加資格審査規則（以下「参加資格審査規則」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

⒀　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒁　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。

⒂　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒃　共同企業体として申請した場合は、その構成員が単体として重複申請することはできない。

６　認定資格有効期間　認定の日から当該工事の完成引渡しが完了する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結されるまでとする。

７　その他

⑴　共同企業体の名称は、「○○・△△特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　同一の者が２以上の共同企業体の構成員となって申請することはできない。

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

令和７年１月14日

国立大学法人東京科学大学
理事長　大竹　尚登

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　13

○湯島地区第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　再使用可能医療機器洗浄システム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　令和７年10月

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　洗浄方式は気相給気パルス、液相給気パルスを用いた減圧沸騰方式を採用し、鋼製小物や管状器械、マイクロ器具滅菌用トレーに入れた器具、樹脂製品、チューブ等様々な材料形状の器具を専用ラックに接続することなく洗浄することが可能であること。

B　ドアの構造は自動締付・ドアモーターによる上下自動スライド開閉式・両扉方式であること。

C　熱風と真空による乾燥機能を有すること。

D　プログラムは、予備洗浄・メイン洗浄・すすぎ・熱消毒・乾燥の各工程を含むプログラムを設定し、実行できること。

E　洗浄物の種類（繊細な器具等)、汚れの状態（固着等）により、洗浄水圧を可変するプログラムを設定し、実行できること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　令和７年３月３日17時00分（郵送の場合は必着のこと。)

⑵　提供先　〒113―8519 東京都文京区湯島１―５―45　東京科学大学病院事務部管理課調達グループ　大澤　和広　電話03―5803―5110

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　令和７年１月14日から令和７年３月３日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　令和７年１月21日14時00分

⑵　開催場所　東京科学大学湯島地区　M＆Dタワー１階　病院事務部打ち合わせ室

５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

６　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Cleaning system for reusable medical devices 1 Set

⑶　Type of the procurement : Purchase

⑷　Basic requirements of the procurement :

A　The medical cleaning machine should use a vacuum boiling system composed of gas phase air pulse and liquid phase air pulse. It must be capable of cleaning various medical devices, including surgical instruments, plastic medical instruments, microsurgical instruments stored in cases and tubular／hollowware／lumen instruments without hollowware connection.

B　The door structure is required to be double-door pass-through with automatic vertical sliding and tightening mechanisms.

C　It is required to have drying feature that uses hot air and vacuum.

D　The program must be able to set up and execute a program that includes the following processes : pre-cleaning, main cleaning, rinsing, thermal disinfection, and drying.

E　The ability to set and execute a program that changes the cleaning water pressure depending on the type of cleaning material (delicate utensils, etc.) and the condition of dirt (sticking, etc.).